

# 福祉用具貸与サービス利用契約書（別紙）

レンタル内容及びレンタル料金						
No.	商品名	数	レンタル 月額料金	月分 負担額	翌月以降分 負担額	税
1						
合計（円）			¥0	¥0		

※正確な請求額は毎月の請求書にてお知らせ致します。

上記の内容について、確認のうえ同意します。

年           月           日

<利用者>

氏名 \_\_\_\_\_

※利用者代理人を選任した場合

代理人氏名 \_\_\_\_\_

# 福祉用具貸与サービス利用契約書

## (契約の目的)

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供します。

## (契約期間と更新)

第2条 契約期間は、サービスの利用開始日から要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。但し、契約期間の満了日前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護（支援）認定期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。

2. この契約は、契約期間の満了日までに利用者から事業者に対して、契約終了の申し出がない場合は、同一の内容で自動更新されるものとします。

## (個別サービス計画の作成及び変更)

第3条 事業者は、利用者の日常生活や心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）の内容に沿って、サービスの目標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成します。

福祉用具貸与計画の作成に当たっては、事業者はその内容を利用者に説明し、同意を得たうえで交付します。

## (提供するサービスの内容及びその変更)

第4条 事業者が提供するサービスの内容、利用料は「福祉用具貸与サービス利用契約書（別紙）」のとおりです。

2. 福祉用具の種目の変更、追加があった場合、変更後の福祉用具の品名、利用料等を記載した福祉用具貸与サービス利用契約書（別紙）を新たに交わします。

3. 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。この申し出があった場合、当該変更が居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）の範囲内で可能であり、第1条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、サービスの内容を変更します。

4. 事業者は、利用者が居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）の変更を希望する場合は、介護支援専門員に連絡するなど必要な対応を行います。

5. 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合にはそのサービスの内容及び利用料を具体的に説明し、利用者の同意を得ます。

## (故障時等の取扱い)

第5条 万一故障等が起きた場合は、速やかに修理・交換等の手配を致します。ただし、利用者等による故意又は誤った使用方法による故障の場合には、別途修理費もしくは弁償費相当額をご負担いただく場合があります。

## (賠償責任)

第6条 事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者に故意過失がなかったことを証明した場合は、この限りではありません。

## (利用者負担金及びその変更)

第7条 利用者は、サービスの対価として「福祉用具貸与サービス利用契約書（別紙）」の記載に従い、利用者負担金を支払います。

2. 事業者が事前に定めているレンタル料金の増額を行う場合には、利用者に対して変更予定日の1か月前までに文書により説明し、利用者の同意を得ます。

## (利用者負担金の滞納)

第8条 利用者が正当な理由なく利用者負担金を2か月以上滞納した場合には、事業者は文書により10日以上の期間を定めて、その期間内に滞納額の全額を支払わなければ、契約を解約する旨の催告することができます。

2. 前項の催告をしたときは、事業者は居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）を作成した居宅介護支援事業者（又は介護予防支援事業者I）と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）の変更、介護保険外の公的サービスの利用者等について必要な協議を行うようするものとします。

3. 事業者は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第1項に定める期間が満了した場合には、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。

4. 事業者は、前項の規定により解約に至るまでは、滞納を理由としてサービスの提供を拒むことはありません。

## (契約の終了)

第9条 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- (1) 利用者の要介護認定区分が、自立（非該当）認定されたとき
- (2) 利用者が死亡したとき
- (3) 利用者の所在が、2週間以上不明になったとき

## (利用者の解約権)

第10条 利用者は事業者に対して、契約終了希望日の7日前までに通知することによりこの契約を解約することができます。この場合、事業者は利用者に対し、文書による確認を求めるすることができます。ただし、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解約することができます。

2. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しないとき
- (2) 事業者が、利用者やその家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき

## (事業者の解約権)

第11条 事業者は、利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難となったときは、文書により2週間以上の予告期間をもってこの契約を解約することができます。

## (契約終了時の援助)

第12条 契約を解約又は終了する場合には、事業者はあらかじめ、必要に応じて主治医及び居宅介護支援事業者もしくは地域包括支援センターに対する情報の提供を行うほか、他の保険医療サービス又は福祉サービス提供者等と連携し、利用者に対して必要な援助を行います。

## (苦情処理)

第13条 事業者は、利用者からの福祉用具貸与サービスに対する相談、苦情等に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。

2. 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

## (利用者代理人)

第14条 利用者は、自らの判断による本契約に定める権利の行使と義務の履行に支障を生じるときは、あらかじめ選任した代理人をもって行わせることができます。

## (裁判管轄)

第15条 この契約に関する紛争の訴えは、利用者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所をすることに合意します。

### (契約外事項)

第16条 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところによります。

### (協議事項)

第17条 この契約に関して争いが生じた場合は、第1条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従い、誠実に協議したうえで解決するものとします。

福祉用具貸与サービスを利用するにあたり、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、上記のとおり契約を締結します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が1通ずつ保有するものとします。

年 月 日

### 〈利用者〉

氏名 \_\_\_\_\_

#### ※利用者代理人を選任した場合

代理人氏名

---

## 〈事業者〉

事業者名 福祉用具貸与事業所さい

代表者名 溝口 均

